

福教大連携第 499 号
平成 30 年 1 月 15 日

各部局長 殿

国立大学法人福岡教育大学長
櫻井孝俊

国立大学法人福岡教育大学における研究倫理教育の
実施について（重要通知）

国立大学法人福岡教育大学研究活動不正防止規程（以下、「規程」という。）
第37条第1項の規定に基づき、研究倫理教育の実施については、下記のとおりと
しますので通知します。

なお、平成 28 年 1 月 26 日付け福教大連携第 0539 号「国立大学法人福岡教育大
学における研究倫理教育の実施について（重要通知）」は、平成 30 年 1 月 15 日限
りで廃止します。

記

1 研究倫理教育の内容

- (1) 研究活動における不正行為の具体的な事例
- (2) 本学の不正防止体制や手続き等のルール
- (3) 研究活動における不正行為が行われた場合の文部科学省及び資金配分機関に
よる研究者や大学への措置
- (4) 研究活動における不正防止対策のために受講者の理解や意識を高める内容
- (5) その他研究倫理教育責任者が必要と認める内容

2 研究倫理教育の対象者

- (1) 研究者（附属学校教員を含む）
- (2) 大学院生
- (3) 研究支援に関わる事務職員（非常勤職員を含む）
- (4) その他研究倫理教育責任者が受講させる必要があると認める者

3 研究倫理教育の実施方法

研究倫理教育の実施にあたっては、一定の期間を設け、研究倫理教育受講者の受
講状況及び受講内容の理解度を適切に確認できる方法で実施する。

4 研究倫理教育の修了

- (1) 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育受講者の受講内容の理解度を学長に報
告する。
- (2) 学長は、研究倫理教育の受講内容を十分に理解していると認める場合は、研
究倫理教育を修了したと認定し、希望する者には、修了証書を授与する。

5 修了認定の有効期間

修了認定の有効期間は、修了が認められた日から3年を経過する年度の末日までとする。有効期間の最終年度に更新のため実施する研究倫理教育については、実施の翌年度当初に修了が認められたものとみなす。

ただし、研究活動における不正行為に関係する法令や規程等の重大な改正等が行われた場合に実施される研究倫理教育については、修了証書の有効期間内であっても受講しなければならない。

6 研究倫理教育を修了しない者への制限

研究倫理教育を修了しない者は、次に掲げることに関わることができない。

- (1) 公的研究費への応募
- (2) 公的研究費の使用
- (3) 公的研究費を用いる研究への参画
- (4) 公的研究費に係る事務処理

7 研究倫理教育の代替措置

資金配分機関等が実施する研究倫理教育を受講した者で、それを証明する書類等を提出した者は、学長が認める場合において、研究倫理教育を受講したものとみなすことができる。

(担当部署) 連携推進課 電話:0940-35-1251 E-mail:kenkyuch@fukuoka-edu.ac.jp
